

厚生委員会  
會議録  
第六号

昭和二十八年六月二十四日(水曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川源一郎君

理事松永 佛骨君 理事古屋 菊男君

理事長谷川 保君 理事堤 ツルヨ君

越智 茂君 助川 良平君

田中 元君 降旗 徳弥君

安井 大吉君 中野 四郎君

山下 春江君 萩元たけ子君

柳田 秀一君 岡 良一君

杉山元治郎君 亘 四郎君

出席政府委員

厚生政務次官 中山 マサ君

厚生事務官 久下 勝次君

(保険局長) 楠本 正康君

厚生技官(公衆衛生局長) 局環境衛生部長 委員外の出席者

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 山本 正世君

六月二十三日

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号)

理容師美容師法の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

同日

愛媛県にアフター・ケア協会設立の請願(中村時雄君紹介)(第一四三五号)

の審査を本委員会に付託された。本日の會議に付した事件

小委員長及び小委員長選任の件

第一類第八号

厚生委員会會議録第六号

昭和二十八年六月二十四日

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号)

理容師美容師法の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

○小島委員長 これより會議を開きます。

まず小委員会の設置並びに小委員長選任の件についてお諮りいたします。社会福祉事業金融対策の問題について、細密なる検討を要するた

め、小委員会を設けられたいとの要望が非常に強いので、この際小委員会を設置したいと存じますが、小委員長七名よりなる社会福祉事業金融対策に関する小委員会を設置することとし、小委員長及び小委員長選任に關ししては委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

それでは小委員には、  
青柳 一郎君 松永 佛骨君  
安井 大吉君 中野 四郎君  
長谷川 保君 堤 ツルヨ君  
中川 俊思君

以上七君を小委員に、小委員長には青柳一郎君を指名いたします。

○小島委員長 次に国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。まず中山政務次官より趣旨の説明を聴取することにいたします。

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律

国民健康保険再建整備資金貸付法(昭和二十七年法律第四十四号)

の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「未収保険料」を「昭和二十六年年度未収保険料」に改める。

第二條第二号を次のように改める。

二 昭和二十六年度未払診療報酬 昭和二十六年度未払に支払義務が生じた診療報酬債務及びその支払に充てた他からの借入金その他これに代るべき債務(この法律による貸付金の償還の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く。)で、まだ支払つてないものをいう。

第二條第三号を第五号とし、以下順次二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 昭和二十七年年度未収保険料 昭和二十七年年度未収に調査決定した保険料で、昭和二十八年五月三十一日までに収納することができなかつたものをいう。

四 昭和二十七年年度未払診療報酬 昭和二十七年年度未払に支払義務が生じた診療報酬債務及びその支払に充てた他からの借入金その他これに代るべき債務(この法律による貸付金の償還の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く。)で、まだ支払つてないものをいう。

第四條第二項を削る。

第四條の次に次の四條を加える。

(昭和二十八年度における特別貸付)

第四條の二 政府は、昭和二十七年三月三十一日において事業を実施していた保険者で、昭和二十六年度未収保険料があるものうち、第三條各号に掲げる要件を具備するものに対し、昭和二十六年度未払診療報酬の支払に充てざるため、昭和二十八年度において、予算の範囲内で、貸付金を貸し付けることができる。厚生大臣が必要があると認めるときは、災害その他特別の事由により、第三條各号の要件を具備しない保険者に対しても、同様とする。

(貸付金額)

第四條の三 前條の規定による貸付金の額は、昭和二十六年度未収保険料のうち、厚生大臣が、厚生

務(この法律による貸付金の償還の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く。)で、まだ支払つてないものをいう。

第三條の見出しを(昭和二十七年における貸付)に改め、同條中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未払診療報酬」に、「昭和二十七年年度未収保険料」を「昭和二十七年年度未収保険料」に、「昭和二十七年年度未払診療報酬」を「昭和二十七年年度未払診療報酬」に改め、同項の表を次のように改める。

昭和二十六年度における保険料収納割合	貸付金額
百分の七十以上	昭和二十七年年度貸付対象額の百分の四十に相当する額
百分の八十未満	昭和二十七年年度貸付対象額の百分の五十に相当する額
百分の九十未満	昭和二十七年年度貸付対象額の百分の七十に相当する額
百分の九十五未満	昭和二十七年年度貸付対象額の百分の百に相当する額

昭和二十六年度における保険料収納割合

百分の七十以上

百分の八十未満

百分の九十未満

百分の九十五未満

昭和二十七年年度貸付対象額の百分の四十に相当する額

昭和二十七年年度貸付対象額の百分の五十に相当する額

昭和二十七年年度貸付対象額の百分の七十に相当する額

昭和二十七年年度貸付対象額の百分の百に相当する額

省令で定める基準に従い、取納が著しく困難であると認められる額の百分の八十に相当する金額(以下「昭和二十八年特別貸付対象額」という)を基準とし、左表に定めるところによる。

昭和二十六年年度における保険料取納割合	貸付金額
百分の七十以上	昭和二十八年特別貸付対象額の百分の四十に相当する額
百分の八十未満	昭和二十八年特別貸付対象額の百分の五十に相当する額
百分の八十以上	昭和二十八年特別貸付対象額の百分の七十に相当する額
百分の九十五未満	昭和二十八年特別貸付対象額の百分の百に相当する額
百分の九十五以上	昭和二十八年特別貸付対象額の百分の百に相当する額

2 災害その他特別の事情のある保険者に対する貸付については、厚生大臣が災害その他特別の事情がなかつたならば当該保険者が達することができたであろうと認められる保険料取納割合を昭和二十六年年度における保険料取納割合とみなして、前項の規定を適用する。

3 前條の規定による貸付金の額は、昭和二十七年年度において貸付金の貸付を受けた保険者については、第一項の規定にかかわらず、当該貸付金の額の百分の六十に相当する額とする。  
(昭和二十八年年度以降における貸付)

第四條の四 政府は、昭和二十八年三月三十一日において事業を実施していた保険者で、昭和二十七年年度未収保険料があるものうち、左の各号に掲げる要件を具備するものに対し、昭和二十七年年度未収診療報酬の支払に充てさせるため、昭和二十八年年度から昭和三十年年度までの間、毎年度予算の範囲内において、貸付金を貸し付

けることができる。厚生大臣が必要があると認めるときは、災害その他特別の事由により、左の各号の要件を具備しない保険者に対しても、同様とする。

一 貸付金の貸付を受ける年度(以下「貸付年度」という)の前年度における調査決定した保険料の額と一般会計繰入金金の額との合計額の、療養の給付に要した費用の額に対する割合が、百分の五十五以上であること。

二 貸付年度の前年度における受診率が、百分の五十以上であること。

三 貸付年度の前年度における一部負担金の額の、療養の給付に要した費用の額に対する割合が、百分の五十以下であること。

四 昭和二十八年年度における貸付については、昭和二十七年年度における保険料取納割合が、百分の七十以上であること。

五 昭和二十九年年度における貸付については、昭和二十八年年度における保険料取納割合が、百分

の八十以上であり、且つ、当該保険者が昭和二十八年年度において貸付金(第四條の二の規定による貸付金を除く)の貸付を受けたものであるときは、同年度における保険料取納割合が、昭和二十七年年度における保険料取納割合より、第四條の五第一項の表に定める級において一級以上向上したこと。

六 昭和三十年年度における貸付については、昭和二十九年年度における保険料取納割合が、百分の九十以上であり、且つ、当該保険者が昭和二十九年年度において貸付金の貸付を受けたものであるときは、同年度における保険料取納割合が、第四條の五第一項の表に定める級において一級以上向上したこと。

一級であるか、又は昭和二十八年年度における保険料取納割合より、一級以上向上し、当該保険者が昭和二十八年年度において貸付金(第四條の二の規定による貸付金を除く)の貸付を受け、昭和二十九年年度においてこれを受けなかつたものであるときは、昭和二十九年年度における保険料取納割合が、第四條の五第一項の表に定める級において第一級であるか、又は昭和二十八年年度における保険料取納割合より、一級以上向上し、当該保険者が昭和二十八年年度において貸付金(第四條の二の規定による貸付金を除く)の貸付を受け、昭和二十九年年度においてこれを受けなかつたものであるときは、昭和二十九年年度における保険料取納割合が、第四條の五第一項の表に定める級において第一級であるか、又は昭和二十八年年度における保険料取納割合より、二級以上向上したこと。

第四條の五 前條の規定による貸付金の額は、昭和二十七年年度未収保険料のうち、厚生大臣が、厚生省令で定める基準に従い、取納が著しく困難であると認められる額の百分の八十に相当する金額(以下「昭和二十八年特別貸付対象額」という)を基準とし、左表に定めるところによる。

分の八十に相当する金額(以下「昭和二十八年特別貸付対象額」という)を基準とし、左表に定めるところによる。

貸付年度の前年度における保険料取納割合	貸付金額	
	昭和二十八年年度	昭和二十九年年度
百分の七十以上	昭和二十八年年度における貸付対象額の百分の四十に相当する額	昭和二十九年年度における貸付対象額の百分の四十に相当する額
百分の八十未満	昭和二十八年年度における貸付対象額の百分の五十に相当する額	昭和二十九年年度における貸付対象額の百分の五十に相当する額
百分の八十以上	昭和二十八年年度における貸付対象額の百分の七十に相当する額	昭和二十九年年度における貸付対象額の百分の七十に相当する額
百分の九十五未満	昭和二十八年年度における貸付対象額の百分の百に相当する額	昭和二十九年年度における貸付対象額の百分の百に相当する額
百分の九十五以上	昭和二十八年年度における貸付対象額の百分の百に相当する額	昭和二十九年年度における貸付対象額の百分の百に相当する額

2 第四條の三第二項の規定は、前條の規定による貸付について準用する。この場合において、第四條の三第二項中「昭和二十六年年度における保険料取納割合」とあるのは、「貸付年度の前年度における保険料取納割合」と読み替へるものとする。

3 同一の保険者が昭和二十七年年度から昭和三十年年度までの間において貸付を受ける貸付金の合計額は、昭和二十八年年度以降貸付対象額をこえることができない。

第五條中「第三條」を「第三條、第四條の二又は第四條の四」に、「昭和二十七年年度又は昭和二十八年年度」を「昭和二十七年年度から昭和二十九年年度までの間」に、「昭和二十九年年度」を「昭和三十年年度」に改める。

第六條中「第三條」を「第三條、

第七條第一項中「当該貸付金の額から」を「当該貸付金の額の四分の一に相当する額から」に、「未払診療報酬の額」を「未払診療報酬(第三條又は第四條の二の規定により貸付金の貸付を受けた保険者については、昭和二十六年年度未払診療報酬を、第四條の四の規定により貸付を受けた保険者については昭和二十七年年度未払診療報酬をいう。以下同じ)の額」に改める。

第十三條を次のように改める。  
(昭和二十七年年度に事業を再開し、又は開始した保険者に関する特別) 例

第十三條 昭和二十七年四月一日から同年七月一日までの間に事業を再開した保険者及び事業を廃止し

他の保険者の診療報酬支払義務を承継して同期内に事業を開始した保険者は、この法律の適用については、同年三月三十一日において事業を実施していたものとみなす。この場合において、第三條から第四條の三までの規定の適用につき、受診率、保険料収納割合その他第三條各号に掲げる事項に関する昭和二十六年における実績によるべきときは、事業を再開し、又は開始した日から六箇月間におけるこれらの事項に関する実績をもつて、昭和二十六年における実績とみなすものとする。

第十三條の次に次の一條を加える。  
(昭和二十八年年度に事業を再開し、又は開始した保険者に関する特例)  
第十三條の二 昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの間に事業を再開した保険者及び事業を廃止した他の保険者の診療報酬支払義務を承継して同期内に事業を開始した保険者は、この法律の適用については、昭和二十八年三月三十一日において事業を実施していたものとみなす。但し、昭和二十八年七月二日以降に事業を再開し、又は開始した保険者に対しては、政府は、昭和二十八年年度において第四條の四の規定により貸付金を貸し付けることができない。

2 昭和二十八年四月一日から同年七月一日までの間又は同年十月二日から昭和二十九年三月三十一日までの間に事業を再開し、又は開

始した保険者に対し、貸付金を貸し付ける場合において、第四條の四及び第四條の五の規定の適用につき、受診率、保険料収納割合その他第四條の四各号に掲げる事項に関するそれぞれ昭和二十七年又は昭和二十八年年度における実績によるべきときは、事業を再開し、又は開始した日から六箇月間におけるこれらの事項に関する実績をもつて、それぞれ昭和二十七年又は昭和二十八年年度における実績とみなすものとする。

3 昭和二十八年七月二日から昭和二十九年三月三十一日までの間に事業を再開し、又は開始した保険者に対する貸付金の貸付については、第四條の四第五号中「百分の八十」とあるのは「百分の七十」と、同條第六号中「百分の九十」とあるのは「百分の八十」と、それぞれ変更して同條の規定を適用するものとし、その貸付金額については、昭和二十九年年度における貸付金にあつては、第四條の五第一項の表中昭和二十八年年度の欄を、昭和三十年年度における貸付金にあつては、同表中昭和二十九年年度の欄を、それぞれ適用するものとする。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

○中山政府委員 たいま、議題となりました国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案の提案理由申につきまして御説明申し上げます。御承知のとおり保険者の診療報酬の未払いを解消し、国民健康保険の再建

整備を助成するため、第十三国会におきまして国民健康保険再建整備資金貸付法が議決せられ、公布施行を見たのでありますが、さらにこの貸付金額を増額し、再建整備計画を促進いたしますために、この改正案を提案する次第であります。

改正の第一点は、現行法では昭和二十六年年度までの診療報酬の未払いを昭和二十九年年度までの間に解消することになつておりますのを、昭和二十七年年度までの診療報酬の未払いを昭和三十年年度までの間に解消するように改める点であります。

改正の第二点は、貸付対象額は、現行法では未収保険料の百分の五十となつておりますのを、百分の八十に引き上げて貸付金を増額し、これに伴い、保険者が未払診療報酬の支払いに充てるべき自己資金が、現行法では貸付金額と同額となつておりますのを、貸付金額の四分の一相当額に引下げ、保険者の負担の軽減をはかるように改める点であります。

改正の第三点は、現行法による昭和二十七年年度における貸付の実績は当初の予定の約二分の一にすぎず、これは貸付金額が少いためであり、昭和二十六年改正案におきましては、昭和二十六年年度までの未払診療報酬の支払いに充てさせるため、昭和二十八年年度におきましても貸付金を貸しつけることができるものとし、前に申し述べました改正にならつて、その貸付対象額を増額することができるように改正いたしたいと存じます。

以上がこの改正法律案の要点であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひする次第であります。

第であります。  
○小島委員長 本案の質疑に入るのではありませんが、本案は付託になつたばかりでありますので、質疑は次後に譲ります。

○小島委員長 次に理容師美容師法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。まず中山政務次官より趣旨の説明を聴取することにいたします。

理容師美容師法の一部を改正する法律案  
理容師美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二條及び第三條中「において一年以上」を「において省令で定める期間以上」に改める。  
第四條を次のように改める。

第四條 厚生大臣は、政令で定めるところにより、前二條に規定する理容師養成施設又は美容師養成施設の指定に関する事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

附則  
1 この法律は、昭和二十八年七月一日から施行する。  
2 この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の第二條又は第三條の規定により理容師養成施設又は美容師養成施設において修習中の者又は修習を終えている者の理容師又は美容師の免許を受けることができる資格については、第二條又は第三條の改正規定にかか

らならず、なお従前の例による。  
3 第二十一條又は理容師法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第八十一号)による改正前の第二條第二号若しくは第三條第二号の規定により都道府県知事が行った理容師若しくは理髪師又は美容師の試験の受験を申請した者は、第二條又は第三條の規定にかかわらず、昭和二十八年十二月三十一日までは、都道府県知事が行う理容師又は美容師の試験に合格したときは、免許を受けて理容師又は美容師になることができる。  
4 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百八十八号)による国民学校の高専科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終つた者又は省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、第二條又は第三條の規定の適用については、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七條に規定する者とみなす。

○中山政府委員 たいま議題となりました理容師美容師法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。  
本法は、昭和二十二年成立いたしました以来理容師美容師の資質の向上と公衆衛生の確保とを理想に再度の改正が行われました。現行法に至り理容師、美容師の養成は、もっぱら学校教育の体系において行われるという本来の理想が確立されたのであります。しかるところ、現行法におきましては、これら養成施設に対する都道府県



○松永(佛)委員 前回の速記録を参考  
に持つて来たわけでありますが、これ  
によりますと、学校教育の衛生法規の  
単位等が七十時間以上、消毒法で七十  
時間以上、公衆衛生学が百四十時間以  
上、物象単位が七十時間以上、生理衛  
生学が二十時間以上、理容師が四  
百二十時間以上、実習三百五十時間以  
上、合計千三百三十時間以上、こうい  
つたような教育科目と時間数を養成  
施設において行うということに、前回  
の改正前はおつたようでありま  
すが、大体これは今日でもかわりはな  
いのです。

○楠本政府委員 その基本方針にはか  
わりございません。

○松永(佛)委員 そこで通信教育の場  
合は、これを二箇年で大体千三百時間  
のものを、自宅にあつて、親の手に  
あつて実習をやりにながら勉学がで  
きるといふことは非常な飛躍であつて、わ  
れわれも双手をあげて賛成するところ  
であります。そこで通信教育を行った  
場合、この通信教育の仕上げともい  
べき面接教育といふか、どうい  
う専門語が使われておるか知りませ  
んが、そういうものは通信教育の二箇年  
に対してどれくらいの期間を御予定に  
なつておられるのですか。

○楠本政府委員 この問題も今後慎重  
に研究しなければなりません、現在  
は文部省の通信教育指導要領というも  
のができております。これによりま  
すと一箇月に対して面接教育は三日とい  
う基準におおむね規定してございま  
す。そのような点を勘案いたします  
と、二箇年の通信教育の間に大体二箇  
月程度が適当ではなからうかと考  
へております。

○松永(佛)委員 通信教育の期間が二  
箇年に対して二箇月あるいは三箇月と  
かいうことは、われわれは専門家であ  
りませんのでわかりませんが、これ  
は今後十分に考えていただきたいと存  
じます。ただ問題は、現在の養成施  
設が、学校の信用状況及び地形的な理  
由によつて、十分生徒を収容し切つて  
いない、定員一ぱい生徒がいな  
い学校は別といたしまして、もし現在施設が  
一ぱいになつておる場合に、面接教育  
のための施設を特にふやさなければな  
らぬというふうなことになる、これ  
はまた一つの問題が起つて来るん  
です。そういう場合には現在の施設の  
範囲でやれるようなやり繰りをし  
てやつたらいいというお考えですか、あるいは  
定員を超過するものは、それだけの  
施設をさらに増設しなければなら  
ないということになる、これはまた問題  
だと思ひますが、そういう点はどう  
お考えになりますか。

○楠本政府委員 面接教育のやり方  
につきましては、これも目下研究をいた  
しておりますが、これをその母体の本  
校においてのみ行うということになり  
ますと、ただいま御指摘のように施設  
の拡充というふうな問題も出て来  
て、かえつていろいろな支障もあ  
るかと存じます。そこで面接教育は一方これを  
受ける側の便宜等も考えまして、私  
もいたしましては、保健所あるいは  
その他適当な場所におきまして、この  
面接教育が行えるような便宜をはかり  
たいと思ひております。

○松永(佛)委員 そういつた点は今後  
に残された問題でありますから、た  
だいまの御答弁のように、ひとつ十分  
間違ひのないようにやつていただき  
いと存じます。

なおこの改正第四條の、「厚生大臣  
は、政令で定めるところにより、前二  
條に規定する理容師養成施設又は美容  
師養成施設の指定に關する事務の一部  
を都道府県知事に委任することができ  
る。」これは養成施設の指定に關する事  
務の一部ですから、これを要約して言  
いますと、許可、認可等に對する調  
査、そういつたことだけを都道府県知  
事に委任されるのであります。ある  
いは平素の内容が規定通りの教員を雇  
い、時間を規定通りに行つてゐるかど  
うかという点までの監督を都道府県知  
事に委任されるのですか。その点も明  
らかにしていただきたい。

○楠本政府委員 指定に關する事務と  
申しますのは、指定に始まりまして、  
あるいは指定取消しというふうな段階  
にまで及ぶのであります。従ひまして  
当然指定に關する事務のうちには、内  
容の運営上の監督、その他の事務も入  
るわけでありまして、しかもこの場合に  
おきましては、指定そのものの行為と  
いふようなことは厚生大臣が実施をい  
たしますが、ただその場合の書類の申  
込あるいは内容調査等につきましては  
は、都道府県知事に委任をいたしたい  
と思つております。なお人事の監督は  
都道府県知事に委任をいたしたいと考  
へております。

○松永(佛)委員 その点は非常に幅が  
あつて私どもは賛成であります、た  
だ地方的には、中央が監督しておる場  
合と違つて、目も行き届きませんが、地  
方的ないろいろの情実、因縁等があり  
ますので、これは大所高所から厚生省  
はこれが誤りなきを期していただき  
たい、かように希望いたします次第であ  
ります。

さらにこの附則の2、「この法律の  
施行の際、現にこの法律による改正前  
の第二條又は第三條の規定により理容  
師養成施設又は美容師養成施設にお  
いて修習中の者又は修習を終えてい  
る者、理容師又は美容師の免許を受け  
ることができる資格については、第二條又  
は第三條の改正規定にかかわらず、な  
お従前の例による。」この点でありま  
すが、これをもうちよつと詳しく御説明  
願えないでしょうか。

○楠本政府委員 第二條または第三條  
の改正によりまして、理容師または美  
容師の受験資格が、つまり養成施設に  
新しく政令できめられた期間入ら  
なければならぬことになるわけであ  
りますが、さうな点は困るのであり  
まして、従つて既得権者につきましては  
は、さういふいかに政令で規定いた  
して、現行通り一年というものを  
尊重して、従前の例によつて試験を行  
う、こゝういふ意味でございます。

○松永(佛)委員 そういたしますと、  
たとへば附則の3の、俗にわれわれの  
言う救済法といふは、本年の六月  
三十日までしか従来の特権がないわけ  
ですが、これに不幸にして合格しな  
かつた人は大体今年一ぱいはさらに試験  
を受ける資格があるのです。そこでそ  
ういつた場合に、本年の三月にりつぱ  
な養成施設を卒業された人、これはさ  
らに一年のインターンをやらなければ  
なりませんから、来年の四月になら  
なければ受験資格がないということに  
なりますと、短期講習を受けて、そうし  
て何回かこの六月までに試験を受け  
て、さらにそれに合格しなかつた、二  
回も三回もふるいにかけたよりくずだ

け——こゝう言うとしかられるかもしれ  
ぬが、よりくずのような不合格の人だ  
けが残る。その不合格の人だけをさら  
に救済法をつくつて、もう一ぺんも二  
へんも年内なら試験を受けさせよう  
ことになるわけですが、同じように本  
年六月三十日までの間に学校の課程を  
一箇年経ておる、そうして現にイン  
ターンをやつておる。これを常識的に比  
較対照すると、大分果て試験を受けて  
すべつて、また受験果へ行つて受けて  
すべつた、その人はこの十二月三十一  
日までの間にさらに救済の試験があ  
る。ところが本年三月卒業して目下イ  
ンターン中だといふ人は、この恩典に  
漏れるということになるので、常識的  
にこれを考えると、何だかそこに不公  
平な感じもするのですが、こゝういふ  
のも一視同仁の救済法を考へておられ  
ますか、おられませんか。

○楠本政府委員 養成施設の教育を終  
りまして現在インターンに従事してお  
る者は、当初からさうな決心で理容  
師または美容師を志願しておるのであ  
りまして、別に救済すべき必要は何も  
ないと思ひます。ただたまたま今まで  
試験を落第した者につきましては、年  
内に限つてもう一度あるいは二度試験  
をしてやろう、かようなことは、他の  
弁護士試験あるいは医師国家試験等  
におきましても、昔例があつたこと  
でございます。

○松永(佛)委員 その点はわれわれも  
昭和二十六年にこの法改正のときに、  
十分に重点として考へて、試験制度と  
いふものを設けたわけでありまして、こ  
の点はわかりませんが、なお人情的に考  
へる余地はないことと思ひます。  
そこでこの試験制度であります

が、現在の試験制度というものが、一本の統一したものでなくて、各府県によつて違ふところから、東京では非常に試験がやかましくてむずかしい、某県へ行くとき非常に楽だというので、東京の人が他府県へ行って試験を受けておる、うろ／＼と府県をまわつておるといふ実情があるのですが、それは御承知なんでしょうか。

○楠本政府委員 それはよく存じております。

○松永(佛)委員 これは今後の試験制度が、この法が改正されますと、養成施設に直接からだを持つて行つて入るか、通信教授によるかというところは別といたしまして、学校の卒業免状がなければ受験資格がないという結果になると思つておりますが、そういう場合に、現在のような試験制度に甲乙があつて、乙の県へ行くとき簡易だ、甲の県はむずかしいというようなことは、同じように通信教育を受け、学校施設を出て、せつかく志を立てて理容師。美容師たらんとしている後継者たちを、いたずらに神経戦に追い込むことになるのです。これはどうしても統一してほしいと思つておりますが、統一される御意思はありますか。

○楠本政府委員 御指摘の点はまづたたく同感でございます。かような点に關しましては、今後各府県を指導いたしまして、できるだけこの試験の基準、採点基準というようなものを定めまして、そのレベルの統一をはかりたいと存じます。ただこの試験を国で直接実施するというような意思はございません。

国で実施されるということは、希望もいたしませんし、これはもつと簡易にしなければならぬというふうにするか考へておるのであります。ただ基本的な問題として、私どもの考え方から行きますと、たとえば養成施設なら養成施設、あるいは通信教育を二年なら二年受けまして、そうしてインターンをやらなければならぬのですが、実際問題として教育を受けた直後とインターンをやつてからと、いわゆる記憶力の学術試験ということになつて来ますと——それは医師国家試験もすべてそうだとはいへば一口ですが、ただここに根本的な問題として、理容師、美容師という法律の存在性がどこにあるかというところになつて来ると、私どもは理容師、美容師を法律で監督または指導するということは、公衆衛生の立場からみれば比較的多くの関連性を持たれるものであつて、それによつて法律が生れ、またはこれが指導されて行くということにならねばならぬと思つておりますが、その公衆衛生の立場というのは、衛生上に設備が不完全で取扱いが粗雑である、あるいは消毒が不完備のために伝染病を伝播するとか何とかいふことが第一義的であつて、かみそりの持ち方が下手だからいけない、あるいはアイロンの当て方がまずいからいけないというところは、むしろお客さんの方が同じ料金でそんな下手な所へ行かないというところで、これはお客さんの方が十分試験をして、そのあとでなければ料金は払わない。下手で高ければ二度と行かない。このことは自然現象にまかしておいて、法の基本的な実在性から行きますと、そういう美的問題とか技術の問題は第二義的であ

る。どこまでも公衆衛生の立場から考へて行かなければならないという点に、法の基本的な実在性と重点があると思つておりますが、そういう点から、美容師、理容師を志す人がもつと簡単に学術をきわめ、もつと簡単にこれが後継者として業務に従事する上において、試験制度を学術試験と技術試験の二本建とする。そうして学術試験は通つたが技術試験は通らない。技術試験は通つたが学術試験は通らない。学術試験は勉強して受直したらいいんだ。学術試験は通つたが、もう少しインターンでもやつて勉強しないと技術が通らない。その技術というのは、下手なかみそりを使つて顔を傷つけて、そこから直接伝染病を受入れるということのない程度の技術、容姿が端麗にならなければいけないというところは、めい／＼の専門家にまかしておけばいいという解釈をわれ／＼はするのですが、こゝにいつた場合に、通信教授を受けまして、学術試験はそれで通りませんが、インターンをやつておる間に記憶力が薄らいでいくということ、おそらく中学校、大学時代にお習ひになつたいろ／＼な幾何学とかそういうものを、今お並びになつておるところの課長さんや局長さん級に施しても、はたして高校生程度で成績がとれるかどうか、ぼくらにはよくとれないという結果から見ても、ぼくはどうしても二本建にしてやるべきだ、それが親心だと思つております。この点は学術試験、技術試験という二本建で別々にしても——同時にしたらなおいいんですが、点数さえとればいいという考え方を、理容師、美容師を志す人たちのために持とうという考えはあり

○楠本政府委員 理容師、美容師法が公衆衛生中心で考へるべきものでありますことは、よく存じております。従いまして今後試験等につきましても、できるだけ公衆衛生に重点を置いてこれを実施したいと存じます。なおできれば将来は状況によりましては、実技の試験等は廃止してもいいとさ考へております。

○松永(佛)委員 この点は法の基礎的な考へ方でありまして、よく当局の方でも語り合つておきたいのでありますが、省令を定める場合ということ、大いにこの法律の精神をくんでやりくださると思つておるが、やはり従来の慣例は、都道府県の監督の便宜——人員の關係とか事務処理の都合上ということによつて、基本的な対策を違つた方向に持つて行かれる点が従来やもすればあると言つていいので

す。それが多かつたということなんです。これはぜひ基本的精神をそういふ学術試験と技術試験という二本建にして、将来技術試験は——要するに技術が下手で、行けば必ず傷あとをつけたり、またアイロンを当ててそこなつて癖がつくような店へは行かないのでありますから、この試験を行う上における重点をそこに置いてもらわなければならぬ、こゝに思つております。なお通信教育によつてもやらなければならぬという基本的な考へ方

は、今の理容師、美容師法の一部を改正する法律案提案の説明書の中にありましたように、あるいは遠隔の地で、また家庭の都合上、そう富裕でもない人たちが理容師、美容師を志しているが、狭き門でなくして広き門に持つて行きたいというふうな考へ方が親心でできておるのであつて、この点はわれわれも非常に一大進歩と認めるのであります。この通信教育の方法ができれば、貧しい未亡人等が子供を片相手にこれによつて勉強して行く。そうしてきわめて簡易に美容師の免許状をとつて、その業務に従事することができ。こゝういふと非常に美しいのであります。が、実情というものは、子供を片相手にやつて行く、それでも行けるはずですが、実際は九尺二間の裏長屋に高いセツトを借金で置いたとしても、子供はぎやあ／＼泣いていて、横にはおむつがほしてあるという場所へ、だれが同じ料金を払つてセツトをしに来る御婦人があるかということが問題である、そうすると借金をして、そして美容施設をこしらえて子供を片相手の内職的にやりたいという気持の御婦人があつたとしても、そこはお客様さんが来ない。結局は大資本をかけた美容院へ雇われて行くよりしかたがないという結果になります。その際も子供をおんぶして雇つてくれといつても、雇つてくれる人はいない。これではせつかく美容師を志して優秀な技術がありまして、恵まれざる家庭の未亡人等は結局最後まで恵まれないという結果に立ち至つて行くという点をいろいろ考へいたしますと、この立法の精神からも、これを実施する上から

○松永(佛)委員 この点は法の基礎的な考へ方でありまして、よく当局の方でも語り合つておきたいのでありますが、省令を定める場合ということ、大いにこの法律の精神をくんでやりくださると思つておるが、やはり従来の慣例は、都道府県の監督の便宜——人員の關係とか事務処理の都合上ということによつて、基本的な対策を違つた方向に持つて行かれる点が従来やもすればあると言つていいので

す。それが多かつたということなんです。これはぜひ基本的精神をそういふ学術試験と技術試験という二本建にして、将来技術試験は——要するに技術が下手で、行けば必ず傷あとをつけたり、またアイロンを当ててそこなつて癖がつくような店へは行かないのでありますから、この試験を行う上における重点をそこに置いてもらわなければならぬ、こゝに思つております。なお通信教育によつてもやらなければならぬという基本的な考へ方

も、そういった点を考慮して、基本的な省令を定めたら必要があるというところを考へるのです。

それです第一の要件は資格であり、その資格は、どうしても學術と技術と二本立にすべきだということを基本的な方向として進んでいただきたいという希望があるのですが、これは今の御答弁になおつけ加えて、將來そういう方向に進まれる御意思があるかどうかということ、念を押しておきたいと思ひます。

○楠本政府委員 理容師、美容師がもつばら公衆衛生の観点からものを処理して行くことについては、まづたくその通りに考へておきます。ただ省令の内容をどうするかということにつきましても、今後総合的にいろいろ研究すべき問題がありますので、今後十分に研究をいたしたいと存じます。ただいまの御意思はよく承知をいたしておりますので、何らかの方法で形に現わして参りたいと考へております。

○松永(備)委員 大体私どもが昭和二十六年にこの改正案を出しました当時から見ますと、今回の改正案は一歩前進だということは認めるのであります。ただ問題は運営であります。實際上この昭和二十八年六月三十日まで従來の法を認めるという親心でつけた附則が、ややもすると、現に大阪のごときはいわゆる講習屋さんというのが跳梁跋扈して、きわめて短期間に一万円なり一萬五千円の会費をとつて、そうして何百人、多いときには千人以上の人を集めて養成をする、そして試験を受けて、試験が通つて、美容師の免状だけは持つ、免状を持つてゐるか

らというので、美容院では高い給料でこれを雇つたけれども、アイロン一つ満足に当てられないというような場合が非常に多かつたわけですから、しかも二、三年の間この附則の特典に便乗した、そういう金もうけ主義のいわゆる講習屋さんが跳梁跋扈したことも事実であります。この間に理容師、美容師の資格を得た人も過去数箇年に匹敵するくらいあるということ、この附則がそういう人たちのために、ややもすると蹂躪されたということ、

私も、私も前回の改正案の提案者の一員として非常に心外に思つておるわけでありまして、またこの改正点に便乗して、いわゆる金もうけ主義の養成施設が粗製濫造の通信講習録を發行してやつて行くとか、あるいは面接教授をやつて行くとか、自分の方は校舎が狭隘だからというやうなことで、便宜な方法で、悪く言えば卒業免状を売りつけるというやうな不徳な人が現われぬとも限らない。そういう点については、

その誤りなきを期するためには、十分責任のある監督をしてもらいたいというところを特に強く希望いたしておきます。

○降旗委員 私は厚生委員になつたのは今度が初めてで、この理容師美容師法の一部改正の問題につきましても、ついさきのうきよとわすかの時間業者の陳情を受けたのみで、この問題について私はいわばしらふとであります。しかし学校側と業者側との間に深刻な争ひのあるというところは、わずかな時間の陳情において察知することができたのであります。この点は私は厚生委員としてないがしろにすることが

できない。かような観点からこの問題について質問を申し上げたい、こう思ふのであります。

先ほど松永委員から種々御質問がありました。その質疑応答の中に、通信教育という言葉がしばしば言われておるのであります。私の手元に配付されたこの一部を改正する法律案の文面では、通信教育という文字が一つも現われておりませんが、どこから通信教育という言葉が出たのですか。この点をお伺いしたいと思います。

○楠本政府委員 通信教育の点についてははるほど現われておりませんが、ただこれは一例として御説明を申し上げた次第であります。つまり法律におきましてはいろいろな態様の教育方法が行へるといふことを規定してあると存じます。従ひましてその態様の一つとして、たとえば夜学制度というやうなことも態様の一つであるし、また通信教育というやうなことも態様の一つであらうということをお説明申し上げます。

○降旗委員 態様ということはどういうことですか。

○楠本政府委員 これは教育のやり方を態様と言つております。

○降旗委員 わかりました。そこで次にお伺いしたいと思いますことは、先ほどこの通信教育については面接の教育が必要である。しかしながら既存の教育施設においては余裕のないところがあるかもしれない。従つて余裕のないところについては各府果の保健所を利用して、こういうお話がございまして、そこで私のお伺いしたい点は、この現実の理容師なり美容師を監督する方法はどんなことになつていますか。

この点をお伺いいたします。

○楠本政府委員 今後は常時の監督は都道府県知事に委任をして参りたいと思ひます。

○降旗委員 次に伺いたいと思ひます。これは、この現行法の第三條によりまして、養成施設において勉強したもの、それから実地の習練を経たもの、これらが都道府県知事の所定の試験を合格しなければならぬ、こういうことになつております。そこで私から言わせると、これは極端な議論かも知れませんが、都道府県知事の試験に合格したものはその資格があるものであつて、必ずしも養成施設に学んだ者、あるいは実地の習練を経た者、それはただ前提であつて、いくらその二つの條件が確立しても、都道府県知事の試験に合格しなければだめだ。こういうことになりまして、やはり都道府県知事の試験というものは、大きな重点だと思ふ。そこで先ほどもお話のありました通りに、公衆衛生ということ、確かに必要でありますけれども、傷ができたり毛が焼かれたり、そういうことは一般のお客さんがそれをセレクトするのであるから、その選定にまかせればよいというやうなことは、これは投げやりな話であつて、われ／＼から言わねばならぬ、いやしくもこれだけの組織を持ち、これだけの試験をやるならば、傷を負わせたり、毛を焼いたり、お客さんに非常に迷惑を及ぼすやうなことをやらせるのは、試験の根本に反するものであります。結論を申し上げますと、公衆衛生というものはまことに必要なものである。だからそれに対して非常

に勉強しなければならぬ。その趣意

はまさにその通りでありますけれども、われ／＼が今まで経験して来たところの日常の状態で申しますと、技術とかというものがいかにとつともあるかと思ふことは、私は証明を要することはないと思ふのである。この点については政府委員から明確な御答弁がなくて、ただよく事情を勘案して、これを善処したいというお話でありましたが、その技術の点というものは、技術の中に今の公衆衛生の知識が含まれたものでなければならぬ。これはいままさらわれ／＼が散髪をしたり、頭の髪をゆうことが始まつたわけではな

い。何百年も何千年もやつて来たことなんですから、その間に渾然一体をなして来たものである。こういう意味からいうと、今まで各店舗において二年なり三年なり苦勞をしてやつて来たものの中には、従つてそれだけの知識なりが含まれて訓練されて来たものだ。私はこう思ふ。そこで今私の質問申し上げたい点は、この理容師なり、美容師なりの状態を見ますと、必ずしも富裕の子弟がこの業を選ぶのでなくて、その中にはかなり貧困なる人々の子弟が、この業務に従事することによつて、生活の道を得て来ておる点が多いと思ふ。そういう点からいたしますと、私は今日学校側の主張する意見と業者側の固執せんとするところの意見との間には、理想論と現実論との大きな争ひ、ギャップがあると思ふ。そこで私の特に政府委員にお伺いしたいと思ふことは、政治というものは、一人を救ふことによつて九百九十九人に希望を持たせることが必要であるわけでありまして、一人を殺すことによつて、九百九十九人に希望を失わせるといふこ

七

とは、政治の根幹ではないと思う。でありますから、学校を出たものでなければ受験の資格がないというようなことは、これは一人の希望を奪うことによつて九百九十九人を失望せしむることになると思うのでありまして、これは決して政治の目指す本道ではない。従つて学校を卒業したものでなければ、卒業を習得した者でなければ試験を受ける資格がないという点は、私は断固として排撃したい、こう思うのです。しからば学校に行けない者、貧困の間で苦学し、勉強する者をして、この道に携わることを得しむるゆえんのもの、先ほど申しました通信教育というものが私は非常に大きな問題だと思つておる。この通信教育を受けたというものは、現実にはその教育施設で受けるという立場か、あるいは講習録のごときを自分で他人のものを借りて来て読んで、試験を受けて合格してもよろしいというものであるか、その点をひとつお伺いしておきたいと思つておる。

○楠本政府委員 通信教育の実際の運営方法は、先ほどお答え申し上げましたように、慎重に研究をいたさねばならぬことと思つておる。その場合に、ただいま御指摘のように、できるだけその通信教育生に対して経費もかかるように便宜を与えてやる。しかもりつぱな教育ができるということ念頭に置いて具体的な案をきめるべきものだと思つておる。

○降旗委員 私の言ひはこういふこととなんです。甲の人はある学校から通信教育を受けた。従つてその学校の通信教育の生徒の名簿には甲の人の名前

が載るわけなんです。乙の人はその学校の名簿には載らない、しかし甲の人の通信教育の資料をみんな借りて来て勉強をする。その人が借りて来た資料によつて十分に学力を、公衆衛生の実態を習得することができた。そういう場合に、何かこれに対して卒業を習得したという道が開かれていくか、いいか、どうことなんです。

○楠本政府委員 通信教育の学生もれつきとした学生でありますから、自分の希望するところの学校に籍を置くことが必要となる。しかしながらその場合にいかにより便宜を与えて、ただいま御指摘のような点を解決するかということが問題であらうと思つておる。

○降旗委員 それではその特定の学校の校外生、通信教育生とならない場合の道があつて、学力が十分にできたという人が、これはそれだけの資格がありとするような方法は今のところあるのですか、ないのですか。

○楠本政府委員 この改正案におきましては、学校の卒業者が初めて試験を受けまして資格の免許を受けることに相なつておる。従いまして学校の卒業生でなければ資格免許は得られないということに相なります。そこでその学校の卒業の便法と申しますか、一つの方法といたしまして通信教育というようなものがあるわけでありま

○降旗委員 そうするとやはりその学校に籍を置かなければならぬということとなんです。

○楠本政府委員 そういふことでございます。

と思つておる。先ほど面接教育の面において、その他の保健所を利用するといふ点について、私は何も今学校の施設を使わなければならぬといふほど、学校施設に拘泥する必要があると思つておる。もとより東京その他の大都市におきましては、いろいろ施設の完備したものがあつてもいいが、地方の府県におきましては、先ほど申し述べられたように、五、六果はまだ施設がない。それから施設のあるものも必ずしも完璧なものと言ふことができない。だから私は思つておる。そこで各府県には必ず保健所があり、しかもこの保健所は現実に理容師なり美容師なりの実態を指導しているわけなんです。ですから、この保健所をうまく使つて、この所定の公衆衛生の知識を与えるという実をあげるという方法が、私は最も簡易的な、便宜的なものでないかと思つておる。いやしくも各地に保健所ができていなければ、これらの保健所を今言つたような意味に利用するといふことは、保健所の本来の意味からいつても決してたがうことではない、私はこう思つておるが、この保健所を今の理容師、美容師の公衆衛生の知識を習得せしめる施設に使うといふことについて、何かお考えがありますか。

○楠本政府委員 先ほど申し上げましたのは、とにかく面接教育を受けるために、遠方まで出掛けて行つたりすることは非常に受ける側から不便である。そこで便法といたしまして、適当な施設があれば、その場所を利用して面接教育を受けたいといふやないかという意味で、一応保健所を例に引いたわけでございます。従つてほかにもつと適当な、もつと便宜な施設がありま

すれば、それを使つて行つたらいいかと思つておる。

○降旗委員 そうすると、保健所を今の学校設備のようなことに利用するといふことは、お考えがないわけですか。

○楠本政府委員 面接教育を受ける場所として、保健所等は当然一つの利用場所として考えられる所でありまして、

○降旗委員 それで、最後に私のお伺ひたいと思つておることは、通信教育の実態なんです、この通信教育の実態については、業者の間では、業者を加えた一つの審議会というものをつくつて、学校当局の一方的なものにならないように、真に業者のための通信教育の実をあげるように、こういう意向が相当強いのであります。ですからこの通信教育をする場合に、一方的に学校の側意見をいれてなさるのか、あるいは業者のかくのごとき希望を参酌して、その万全を期せられようとしておられるのか、この点について伺ひたい。

○楠本政府委員 かような点に關しましては、もちろん各方面の意見を十分に聞きまして、総合した結論によつて実施に移したいと思つておる。

○降旗委員 なおお伺ひたいは、授業料のな

○小島委員長 提委員。

○堤(ツ)委員 先ほどから各委員との質疑応答を承つておると、目下研究中のものがあり、慎重を期さなければならぬものがたくさんあるといふことを非常にたくさん拝聴しまして、

はたして政府に自信があるかどうか、私は疑問を持つのです。なぜならば、ただいま降旗委員が御指摘になりました、

た、店舗を張つて業をされる方と、それから学校経営に邁進して来られた方との間に、感情的なものをも含めてのトラブルがあるといふことは認めますが、かくのごときな美容師、理容師の世界を混乱せしめたかといふことを追究して行きますれば、私は一にあげて政府に責任があると思つておる。昭和二十二年から、学校を出なければ美容師、理容師になれない法律をやがて実施するぞよといふことを掲げておいて、なぜこの人たちがこうした法律に沿ひ得る状態をつくらなかつたか。各委員が御指摘になりますように、美容師、理容師たらんとする者は、たとえば女子医専にやつて医者になるとか、パレンの学校を卒業させてパレンの専門家にさせるとか、宝塚の音楽学校を卒業させるといったような家庭の出でございませぬ。真に女子の職業として適当な美容師たらんとする人たちは、やはり何とかして教養を高めながら社会的に生きて行きたいといふ要望を持つておる。従つてこの人たちに学校を出ろといふならば、なぜ政府は公立の学校をつくつて上げなかつたか。零細な、生活保護法の要保護者の家庭、それからまた遠隔で学校に行けない人たちのための便宜だとか、引揚者とか失業者とかいふ人たちに對して、授業料のないような部門を設置してでも、私は公共の費用をもつてこの人たちの理想を達成さすべきではなかつたか、かように存するのではありません。政府がかくのごとき努力をしなかつたがゆえに、今日批判される学校が跋扈し、業者の間において混乱を来す結果を生んだと思つておる。この反省が政府にない限り、幾たび法律を改正い

た、店舗を張つて業をされる方と、それから学校経営に邁進して来られた方との間に、感情的なものをも含めてのトラブルがあるといふことは認めますが、かくのごときな美容師、理容師の世界を混乱せしめたかといふことを追究して行きますれば、私は一にあげて政府に責任があると思つておる。昭和二十二年から、学校を出なければ美容師、理容師になれない法律をやがて実施するぞよといふことを掲げておいて、なぜこの人たちがこうした法律に沿ひ得る状態をつくらなかつたか。各委員が御指摘になりますように、美容師、理容師たらんとする者は、たとえば女子医専にやつて医者になるとか、パレンの学校を卒業させてパレンの専門家にさせるとか、宝塚の音楽学校を卒業させるといったような家庭の出でございませぬ。真に女子の職業として適当な美容師たらんとする人たちは、やはり何とかして教養を高めながら社会的に生きて行きたいといふ要望を持つておる。従つてこの人たちに学校を出ろといふならば、なぜ政府は公立の学校をつくつて上げなかつたか。零細な、生活保護法の要保護者の家庭、それからまた遠隔で学校に行けない人たちのための便宜だとか、引揚者とか失業者とかいふ人たちに對して、授業料のないような部門を設置してでも、私は公共の費用をもつてこの人たちの理想を達成さすべきではなかつたか、かように存するのではありません。政府がかくのごとき努力をしなかつたがゆえに、今日批判される学校が跋扈し、業者の間において混乱を来す結果を生んだと思つておる。この反省が政府にない限り、幾たび法律を改正い



たしまして、私は真に腕をみがかんとする人たちの希望を満たすこととはできないと存じますが、政府は今日までいかに努力をこらして来られたか。私に對して、いや埋委員の御指摘はまことに的を得ないものであるというところの御反問なる自信があまりになつたならば、ひとつここで答えていたできた。逐次質問をいたしたいと存じます。

○楠本政府委員 なるほど昭和二十二年以來、養成施設の設置、特に公立の設置がはなはだ充実に欠けている点は申訳なく思つておりますが、最近公立の施設は、全府で三十一施設ございまして、逐次ふえつてございまして、従いまして、今後はぜひ公立中心主義に施設の拡充をはかりたいと考えております。その場合労働省とも連絡をいたしまして、あるいは職業補導施設等として、政府の補助を得て施設を整備して行くというようなことも、今後積極的に行きたいと思つております。それから、かような法律に限らず、すべて都道府県知事の監督に委任をいたしまして、これに對して十分な指導を加え、りつばな者を育成して参りたいと考えております。

○堤(ツ)委員 私は、政府が三十一の公立学校を、最近各府県を奨励しながら何とか形を整えて行くこととなつた努力に對しては認めますけれども、しかし少くとも松永委員が先ほど提案されたと言われた、あの去年の改正から以後になされたものであつて、それ以前はまったく厚生省は監督不行届き、行政庁は怠慢であつて、大きな企業団体の日経連などに追われれば、我々営として、公僕として忠実に働くところの政府が、財力を持たない人々に對しては、実に行政庁においては怠慢である。これは私が申し上げるまでもなく、他の例を見てごらん下さい。はい、あんまりさういふことと存じますが、たとえば、私がこの間委員会で質問を申し上げましたように、三本線の入つた温泉マークで、淫売をやるころの女のあんまについて政府はどう考へるかということ質問したところが、さういふことは一向存じませんとおつしやつた。存じぬは亭主ばかりで、世間はみな知つて居る。それに監督もしないで何らの処置を講じない、はい、あんまりさういふ業界に對して、いかにござりであるかということとがわかりません。それから療術師の問題でもさうです。療術師にいたしまして、昭和三十年という時を限つても、昭和三十年という時を限つても、深夜まで働く人々を、あなた方は軽く扱つて居るのではないですか。年額わずか五十万円の研究費をかけて、科学的な、物理的な裏づけができたならば、一人前に認めてやるやうということに業者が投げかけておいて、何ら処置をなさない。東北大学、九州大学の研究の結果は、かくくしかくの結果を得たという中間報告すらない。こゝういふことをしておつては、九百九十九人を殺して一人を生かす政治が、吉田内閣の手法において行われて居ることになるので、ここにわが党としては容赦ならぬと思つて居ます。公立の学校を急速に何とかお整へになつたのは、委員の発言を聞いてからなつたことであつて、まだ五府県ないところがある。たとえばそれが完全に公立とし

て立ち行かなくても、今までの私立の施設に對してでも、授業料の払えない者、また卒業してから働いて返還するやうな者を、各学校において百人の生徒のうち十人は認めるとか何とかいふやうな、積極的な手が打たれたのならばまだわかるけれども、良心的な学校がわずかにやつて居るくらいであつて、政府としての立場から、私どもに言わせるならば、実にこの業者に對しては冷淡であつたということが言へると思つて居ます。ですから、たとえば学校が云々されますが、大臣の指定する養成施設を出しておつて、大臣の卒業証書をもらつておられる、再び都道府県知事の試験を受けなければならぬ。またたく大臣の権威たるや、知事よりもはるかに低いものである。こゝういふことをして平氣でおられる。今度この法律を改正いたしましたも、学校を卒業した者も、通信教育によつて働きたりながら職を得た者も、両方とも大臣の卒業証書をもらつておられる、また地方の試験を受けなければならぬといふことになつて居る。私はこれはなほだ不満です。政府が怠慢にあらざして、学校を助長し、内容を充実させることに積極的の努力されるならば、官公立にひとしい私立を充実させて、今まで学校で努力して来た人も、今後充実される官公立、私立をあわせて、卒業したあかつきには都道府県知事の試験を受けなくてもよいやうな制度にしなればならぬ。学校を卒業したのにかわりはない、未亡人が生活保護法の適用を受け、また孤児が零細な小づかいをためて講義録をもらつて、通信教育によつて卒業した、これは非常にその人の一生にとつては大事業で

あります。それを大臣の卒業証書をもらつておられる、いつまで都道府県知事の試験を受けさせるつもりか。しかも都道府県知事の試験の弊害といふものは、厚生省に私はしばしば指摘しておりますが、御存じの通りであります。一体いつまでこの試験を続けるつもりか。私はこのたびこの法律を改正されるならば、大臣の卒業証書をもらつておられる、知事の試験を受けるといふやうな二重の関所を設けないで、大臣の証書をもらつた者には試験を受けなくても免許状をやるというやうにかえていただかなければ、さらに苦しめることになると思つて居ますが、さういふ点をどういふふうにお考へになつて居るか、伺いたい。

○楠本政府委員 私どもは理容、美容というやうな仕事は、特に女子の今後文化的な一つの職域として行つていけば、その基礎を確立して行く必要があるといふことには、よく存じております。ただ不徳でありまして、思うだけの半分もできません。これを遺憾に思つております。しかしながら今後は一層力を尽しまして、これから養成施設の充実をはかり、ここから出た若い人たちは大いに希望を持つて新しい一つの文化的な職業に携わつていただきたいといふふうにご念願をいたしております。ただもちろん全部の学校がりつばな施設になるといふことは、今後監督を厳重にいたしまして、あるいは指導を十分に加えたとしても、一朝一夕にでき上るといふ仕事でなかろうと存じております。そこで私どもといたしましては、とりあえず現状において少くとも都道府県知事の試験も実施をする必要があるだらうといふ

ふうに考へて居るわけでありまして。○堤(ツ)委員 将来は、行く先々はこれができるだけはずすという気持は持つておられますね。○楠本政府委員 これはお約束はできませんが、十分に研究に値する問題だと思つております。

○堤(ツ)委員 受ける方の身になつてみれば相当の負担であるといふこと、あなたのやうな本省の部長にもなられた方はさういふことに頭がまわらぬかもしれないけれども、十七、八の女の子が、大臣の卒業証書をもらつておいて、また都道府県知事の試験を受けるえながら受けなければならぬといふこと、これは大問題ですからひとつ考へていただきたい。

それから通信教育については、省令につきいろいろ御研究になるということとありますから、しばらく見させていただきますが、この法律を実施したとしまして、通信教育といふものは相当考へられなければならない。従つて講義録の内容にいたしまして、もちろん厚生省で監督なさるでありまして、しかも全府県に、基準なりをきめて統制されるだらうと思つて居ます。しかしその場合、できるだけ勉強する人たちに安んずることをしなすべし、さらには二箇月の面接で卒業させようといふことになりまして、今出血しながら経営をして居る学校側では、これを受入れる自信があるかといふこと、これはなほ疑問だと思つて居る。あるいは何もかも通信教育を許可してくれといふことをなだれのごとく申し込んで来る場合も想像し得ますけれども、またその負担に耐えられない

で、通信教育のできない既設学校も相当あるのではないか。私はかように思う。その場合に、厚生省が要求する通りの通信教育をやり得るような機構を整えるために、運営をやつて行くために、また先生をふやすために、厚生省自体が積極的に既設の学校に対しても新設のものに対しても、私は、公的なり保護をしなれば、これがほんとうの目的を達し得ないと思うのであります。何かの形によつて積極的に政府は既設のもの新設のものに対して、――悪いものはもちろんなくして行つたらいい。これはいかかと思われれるレベルの施設はこれをなくして行つたらいい。しかしそれ以上のものに対しては、私は保護政策をとられなければならぬと思ひますが、法律改正の上において、なお政府の方では積極的に、既設、新設のものに対して、政府の要望にこたえて行く通信教授実行の上に、保護政策をとつて行く考えがあるか。

都道府県にこういふひもつきの金をやつて下さるとか、積極的な対策がなければ、私はこの法律に自信がないだらうと思ふが、今の実態を見ておつておありになりますか。

○楠本政府委員 目下施設に対しましては、先ほど申し上げましたように、労働省と連絡をとりまして、職業補導の一環として施設を充実することも考へられます。それからさらに財源を与えるという意味で、起債のあつせんあるいは融資のあつせんというようなことは、今後積極的に実施をいたして参りたいと存じます。

なお通信教育の内容充実に関しましては、先ほど降旗先生からお話がありましたように、やはり各方面の意見

を十分に聞き、そうしてできたら相協力して、あまりかつてばら／＼にならぬような方法をとりまして、これに援助を与える必要があろうと存じます。

○堀(ツ)委員 先ほど降旗委員から御指摘がございました通り、通信教育の内容というものは、立体的に各方面の意見を取入れて省令でお定めになり、その内容をおつくりになるときに十分検討されると思ひますけれども、やはり内容を充実して行こうと思へば、くどいようですけれども、どうしても金のかかる講義録になつたりすることがあるかもしれない。学校関係にこの通信教育でもうけさせてはならないと同時に、また今までの以上の出血をさせてはならないということも、私は真剣に考へてもらわなければならぬと思ひます。従つて今おつしやいました起債の問題、融資の問題、労働省の職業補導関係との連絡の問題は、どれほどまであなたの手元におつしや実現なさるか、私ははなはだ疑わしいと思つておられます。なぜならば、労働省に当つてみましても、職業補導所としても、美容師、理容師というものはきりわけ迎しております。これは私が現実に職業補導所としてのものを持たせようと思つて、二三、努力した件がございますけれども、他のものに優先されが受けなかつた場合がある。従つてあなたの御希望がはたして労働省でどのくらい受けられるか。また起債と申しまして、起債というものは今日電

源の開発にまで使つておる、従つて新規のもののはなか／＼業にとれません。

ですから起債をひとつ申し込んでみてというふうな漠然としたあなたのお考へでは、これは実現が不可能であつて、もつと積極的な手を講じないと起債は実現し得ない。また融資の問題につきましても、中小企業の金融公庫法なども今議題に上つておりますから、そのわくの中へ何とかして入れてあげて、これが救済策を講じられぬことのないではありませぬけれども、それからまた各府県庁を通して引揚者たちが利用しておるあの厚生資金のわく、あれに知事の理解によつて割込む手もなきにしろあらずだと思ひますけれども、何分にもてんやわんやで取合ひの現状において、どなたが理容師、美容師のために食い込むことが出来るかというところは、私は国会で法律の裏づけでもしなければ実現しなぬと思ふ。ですからあなたにはきれいなお答えになりませぬけれども、私はなか／＼困難だと思ひますので、非常に疑問を持つのであります。従つて省令をおきめになる際にどなただけのものをとおりにするか、ひとつわれ／＼国会議員もぜひ参加させていただいて検討させていただきますと思ひます。私はさらにこれについては建設的な意見を持つておりますが、次会まで留保いたしまして、この保護育成の施策の点については、本日はこれで質問を打ち切つておきます。

次にもう一つ、一番先に問題になりました美容界、理容界の方々が、長らくの間はなはだしく対立していらつしやるということにつきまして、男の世界の理容師の方は別といたしまして、美容師の方々に対しましては、同じ女性といたしましてはなはだ遺憾に思ひます。コツプの中の争いという言葉が

ございますが、汗を流して働かれる方がコツプの中の争いをしていらつしやる。大きな資本家と労働者が利害相反して対立するということになるならばまだしもわかりませんが、同じように働かれる方々が、感情的なものをも交えて、政府の怠慢の結果こうした対立を招いたということは、私ははなはだ不愉快であり、残念であります。ことに日本の女性は感情的であり、合理性に欠け、非科学的であります。その欠陥が職場において至るところに現れておる。それに油を注いだのが厚生省であります。私はこれが和解に責任を持たれたらということをおき、かつ政府にお願いしておき、さらに残りの質問は次会に留保いたしたいと思ひます。

○小島委員長 ちよつと速記をやめてください。

○小島委員長 速記を始めてください。本日はこれをもつて散会いたしました。次会は公職をもつて御通知いたします。

午後零時十四分散会

昭和二十八年六月二十七日印刷

昭和二十八年六月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局